

成田市立図書館第8次図書館システム  
構築業務に係る概要仕様書

令和6年4月

成田市立図書館

1.	基本要件	1
1.1.	目的	1
1.2.	成田市立図書館の現行システム等概要（参考）	1
1.3.	調達方針	2
1.4.	調達内容	2
1.5.	留意事項	2
1.6.	納品成果物	3
1.7.	納品場所	3
2.	システム構築要件	4
2.1.	システム構築	4
2.2.	ソフトウェア及びハードウェアの設置条件	5
2.3.	保守・サポート体制	5

## 1. 基本要件

### 1. 1. 目的

図書館システム及びホームページは、蔵書の一元管理やオンラインでの全域サービスの実現、WebOPAC の公開等、図書館サービスを支える基盤となっている。成田市立図書館では、定期的に電算システムの更新を行い、図書館サービスの質の向上を図ってきている。

高度に情報化し、多様化した社会の中で、図書館に求められる役割も変化してきており、国は、2001（平成 13）年以降、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」や文字・活字文化振興法（2005（平成 17）年）等の図書館に関連する法の整備や提言を行い、これから図書館が果たすべき役割や使命を明らかにした。そこで、成田市立図書館は、この役割と使命に応え、計画的に図書館サービスを実践していくために、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度を計画期間とする「成田市立図書館サービス計画」を策定した。計画では、「横断検索機能の充実」、「自動化、セルフ化の推進」等について記載している。

第 8 次図書館システム更新においては、この「成田市立図書館サービス計画」に沿って未来を見据えた図書館システムを構築し、既存のシステムの機能向上を図るものである。

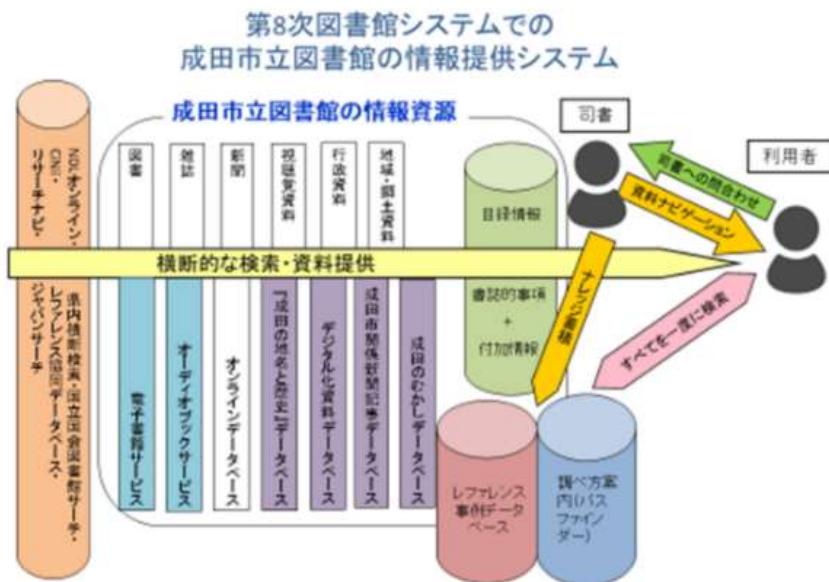
### 1. 2. 成田市立図書館の現行システム等概要（参考）

項目	内容
現使用 MARC	TRC MARC (T タイプ)、TRC 雑誌 MARC、TRC AVMARC、toccataMARC、NHKMARC
現システム製品名 保守業者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州 NALIS エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社
システム運用時間	24 時間 365 日（システム保守、メンテナンス作業時は停止可）
開館時間	午前 9 時 30 分から午後 7 時まで ※土日、祝日、公民館図書室等は午後 5 時まで
休館日	月曜日、祝日が日・月曜日にあたるときの次の平日、館内整理日（土・日・月曜日、祝日を除く毎月末日）、特別整理期間、年末年始
他システム／保守業者	・インターネットコーナー座席管理システム（現行連携済、令和 6 年度中に別途公募型プロポーザルを実施の上で次期システム選定予定） セルフ座席予約システム「eBOOTH」／株式会社タック・ポート ・電子書籍サービスシステム（未連携、本調達により連携予定） OverDrive／株式会社メディアドウ
導入予定システム	・講座・レファレンス管理システム（令和 6 年度中に別途調達予定）

### 1.3. 調達方針

新システムの構築にあたっては、以下の点に重点を置く。

- 1) 検索機能の向上
- 2) My ページ機能の向上
- 3) 図書館システムと電子書籍とのシステム連携
- 4) 業務の効率化の推進
- 5) 地域資料のデジタル化、データベース化の推進
- 6) セキュリティの強化
- 7) その他のシステムの向上、オープンデータの推進



### 1.4. 調達内容

- 1) 図書館システム
- 2) 本館、分館のシステム運用に関わる機器
- 3) ネットワークの構築
- 4) システム操作に係る職員研修
- 5) 5年間の保守
- 6) 5年後の機器の撤去（本館の指定する場所への集約）

### 1.5. 留意事項

#### 1) 秘密保持

- ① 受注者は本業務を通じて知り得た秘匿を要する事項を第三者に漏らしてはならない。また、不当な目的に利用してはならない。
- ② この契約が終了した後においても同様とする。

#### 2) 契約不適合責任

- ① 受注者は、導入するパッケージソフトのほか、カスタマイズならびに新たにシステム開発したプログラム等に関して契約の内容に適合しないものであるときには、無償で是正措置を行うこと。

## 1.6. 納品成果物

1) システム導入にあたって、作業成果物として以下のものを本市へ納入すること。

- ① ソフトウェア含むシステムそのもの
- ② コーディング定義書
- ③ データベーステーブル構造一覧
- ④ データベースパスワード（更新する場合は更新時に隨時図書館に提出）
- ⑤ カスタマイズ計画書、テスト計画書、テスト実施結果
- ⑥ 操作マニュアル
- ⑦ 打合せ議事録及び打合せ添付資料
- ⑧ 導入計画書（含む工事作業計画書）
- ⑨ データ移行計画書、データ移行一覧、データ移行確認書など
- ⑩ ネットワーク図、配線図（HUB 間 LAN 長（実測値）、端末図（識別番号、インストールソフト一覧）、サーバ構成図、導入機器のパース図・俯瞰図・展開図他
- ⑪ 負荷テスト・セキュリティテスト計画書、実施結果
- ⑫ 進捗管理表

2) 特記事項

導入にあたっては、構築に伴う打合せを実施し、最終的な仕様、スケジュール等の調整を行うこと。

## 1.7. 納品場所

1) システム納入場所

施設名	所在地
本館	千葉県成田市赤坂 1-1-3
公津の杜分館	千葉県成田市公津の杜 4-8(もりんぴあこうづ内 1階)
公津公民館図書室	千葉県成田市宗吾 1-839-1
久住公民館図書室	千葉県成田市幡谷 922-2
橋賀台公民館図書室	千葉県成田市橋賀台 1-43-1
玉造公民館図書室	千葉県成田市玉造 7-21
豊住公民館図書室	千葉県成田市北羽鳥 2024-1
成田公民館図書室	千葉県成田市田町 299-2
八生公民館図書室	千葉県成田市松崎 317
中郷公民館図書室	千葉県成田市赤荻 1587-1
加良部公民館図書室	千葉県成田市加良部 3-4-1
美郷台地区会館図書室	千葉県成田市美郷台 3-3-9
遠山公民館図書室	千葉県成田市大清水 48-7
三里塚コミュニティセンター図書室	千葉県成田市三里塚 2
下総公民館図書室	千葉県成田市高岡 1435
大栄公民館図書室	千葉県成田市松子 393
成田市役所行政資料室（※）	千葉県成田市花崎町 760 番地（成田市役所内 1階）

※2025（令和 7）年度以降予定。

## 2) 成果物納入場所

〒286-0017 千葉県成田市赤坂1丁目1番地3 成田市立図書館本館

電話：0476-27-2000 FAX：0476-27-4641

## 2. システム構築要件

### 2.1. システム構築

#### 1) プロジェクト管理

プロジェクト管理を行い、成果物を図書館に納めること。

#### 2) 構築に伴う打合せ

図書館本館で行うこと。日程は成田市と協議の上調整すること。

#### 3) 図書館における作業場所等

作業場所、時間等については、成田市と協議の上調整すること。

#### 4) 進捗報告

打合せ毎に進捗管理報告を行い、成田市の承認を得ること。

打合せ議事録は、打合せ後1週間以内にファイルで提出し成田市の承認を得ること。

#### 5) 品質管理及び導入テスト

納品する製品の品質・性能を確認するテスト・検収計画を作成し、成田市の承認を得ること。

テストを実施し、結果について報告書を作成し、成田市の承認を得ること。

#### 6) 図書館システムにおける各サービスの導入スケジュールの提出

各サービスの導入スケジュールを作成し、成田市の承認を得ること。

##### ① システム構築期間

システム構築期間は、契約締結の翌日から2025（令和7）年2月28日までの間とする。

「仕様書（ソフトウェア）」に示す「○必須（一次リリース）」項目については、2025（令和7）年3月1日に稼働できるようにすること。

ただし、本調達においては、契約締結から稼働までの期間が短いことから、「仕様書（ソフトウェア）」に示す「●必須（2次リリース可）」項目、「△可能なら良」項目、及び「○●必須（一部2次リリース可）」項目において「2次リリース可」とする機能について、2025（令和7）年3月1日から1年を目途に順次リリースしていくことを認める。

##### ② システム移行期間

システム移行のための休館期間については、以下のとおり。

2025（令和7）年2月7日から2月28日まで

この期間中にシステム移行及び職員の操作研修を完了し、稼働開始予定日の2025（令和7）年3月1日には確実に運用が開始できるように提案を行うこと。

## 2.2. ソフトウェア及びハードウェアの設置条件

- 1) サーバは本館に設置すること。
- 2) 現行の図書館ホームページ管理システム（CMS）サーバについて、本調達で構成するネットワーク上に配置し本調達で設置する公開WebサーバにFTPを使用してファイル転送できるようする。図書館ホームページ管理システム保守業者と協議し適切なIPアドレスを付与し障害なくホームページを新システム上から配信できるようにすること。
- 3) 機器の設置場所一覧を元に具体的な場所については成田市と協議すること。
- 4) 導入するソフトウェアは、セキュリティテストを行うこと。
- 5) 詳細については、「仕様書（ソフトウェア）」「仕様書（ハードウェア）」を参照すること。

## 2.3. 保守・サポート体制

- 1) 安定運用ができるよう保守期間を設定すること。
- 2) 保守の期間・仕様を提出すること。
- 3) 保守費用は、導入費用に含めること。
- 4) システム稼働後、システム障害、システムダウンなどが生じないような体制を用意すること。
- 5) 障害対応マニュアル、対応方法を提案すること。
- 6) リモートメンテナンスに伴う覚書を交わすこと。
- 7) 図書館システムと連携するシステム及びハードウェアの障害発生時は、図書館及び関連業者と密に連絡を取り、支障なく図書館業務を継続できるようにすること。
- 8) その他図書館システムの運用支援をすること。
- 9) 納品するソフトウェアの運用についてマルウェア感染、脆弱性問題、不正アクセス等が生じないように配慮し、外部からの脅威に対して適切な対策を提示すること。
- 10) サーバ、クライアント及び周辺機器のセキュリティアップデートを含む更新プログラムは原則適用すること。例外がある場合は理由を明示し、成田市と協議し、承認を得ること。
- 11) データバックアップのスケジュール化、自動化ができ、かつ障害時に容易に復旧できること。
- 12) システムの運用は、原則24時間365日である。
- 13) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、システム構築に関わる作業等で個人情報等が漏えいしないように情報セキュリティを確保すること。
- 14) 詳細については「仕様書（ソフトウェア）」「仕様書（ハードウェア）」「仕様書（保守）」を参照すること。